

質疑・回答書

告示番号	件 名	平塚熊野田線詳細設計委託
No	質疑事項	回 答
1	<p>・積算について</p> <p>設計書P. 7、15(内訳書・代価表)に記載されている「道路詳細設計(B)」について、下記作業項目の有無についてご教示願います。</p> <p>(作業項目) 設計計画及び施工計画、現地踏査、平面縦断設計、横断設計、道路付帯構造物・小構造物設計、仮設構造物・用排水設計、設計図、数量計算、照査、報告書作成</p>	<p>ご質問の作業項目はすべて計上しています。</p>
2	<p>・積算について</p> <p>設計書P. 7、15(内訳書・代価表)に記載されている「道路詳細設計(B)」について、下記積算条件の有無についてご教示願います。</p> <p>①暫定計画の有無、②歩道設計の有無 ③取付道路、付替水路、横断管渠等のいずれか設計するか、いずれも設計しないか ④道路環境関連施設を設置するか、しないか ⑤特殊法面の設計(力学計算を必要としない構造物)を道路設計と一体で行うか、行わないか ⑥工区ごとに成果品を分割するか、しないか、⑦路床入替、在来地盤改良等処理の設計をするか、しないか、⑧現道拡幅等工事で車線変更等の設計を含めて発注するか、含めず発注するか</p>	<p>①暫定計画 無 ②歩道設計 有 ③取付道路、付替水路、横断管渠等の設計 有 ④道路環境関連施設を設置 無 ⑤特殊法面の設計 無 ⑥工区ごとに成果品を分割 有(2分割) ⑦路床入替、在来地盤改良等処理の設計 無 ⑧現道拡幅等工事で車線変更等の設計 無</p>
3	<p>・積算について</p> <p>設計書P. 5、10～14(内訳書・代価表)に記載されている「路線測量」において、下記積算条件内容をご教示願います。</p> <p>①中心線測量の補正条件 「測点間隔による変化率…(測点間隔:〇m)」、「曲線数による変化率…曲線数〇」 ②横断測量の補正条件 「測量幅・測点間隔による変化率…(測点間隔:〇m)」、「曲線数による変化率…曲線数〇」</p>	<p>①中心線測量の補正条件 「測点間隔による変化率…(測点間隔:20m)」、 「曲線数による変化率…曲線数2」 ②横断測量の補正条件 「測量幅・測点間隔による変化率…(測量幅:45m未満、測点間隔:20m)」 「曲線数による変化率…曲線数2」</p>

4	<p>・積算について</p> <p>設計書P. 3(業務費内訳書)、設計書P. 21(経費一覧表の電子成果品作成費計上区分)には「測量業務の電子成果品作成費を計上しない」と記載されております。本業務には測量業務の「電子成果品作成費」を計上しないものと考えてよろしいでしょうか。計上されている場合は、適用されている積算基準をご教示願います。</p>	<p>本市では電子成果品としての納品は行っていないため、「電子成果品作成費」は計上していません。</p>
5	<p>・積算について</p> <p>設計書P. 4(業務費内訳書)には設計業務分の「電子成果品作成費(印刷製本費)」が記載・計上されておりますが、設計書P. 22(経費一覧表の電子成果品作成費計上区分)には「電子成果品作成費を計上しない」と記載されております。本業務には設計業務の「電子成果品作成費」を計上しないものと考えてよろしいでしょうか。計上されている場合は、適用されている積算基準をご教示願います。</p>	<p>本市では電子成果品としての納品は行っていないため、「電子成果品作成費」は計上していません なお、報告書の提出を求めており、「電子成果品作成費(印刷製本費)」として現場説明書に記載のとおり、56,000円を計上しています。</p>
6	<p>・業務内容及び積算について</p> <p>特記仕様書P. 4「(2)詳細設計」の項目に、「道路照明を含めた道路詳細設計を行うこと」や「概算工事費を算出すること」等の記載がございますが、設計書には「概算工事費の算出」、「道路照明施設詳細設計」の業務項目・歩掛が記載されております。本業務には、「概算工事費の算出」や「道路照明施設詳細設計」の費用は計上されておらず、業務実施するものと考えてよろしいでしょうか。また計上されていない場合は、これらの内容について契約締結後に協議の上、設計変更の対象として頂けますでしょうか。</p>	<p>「概算工事費の算出」 道路詳細設計を進めるにあたり、全体の工事規模を把握するための概算工事費の算出は必要不可欠であり、これは「道路詳細設計(B)」に含まれていると考えています。</p> <p>「道路照明詳細設計」 貸与する照明台帳より照度分布図を作成する作業を想定しており、「道路詳細設計(B)」に含まれていると考えています。 ただし、照度分布図の結果より新設の照明施設を設計する必要が生じた場合は、協議の上変更対象とします。</p>
7	<p>・業務内容及び積算について</p> <p>特記仕様書P. 5「(3)協議資料等の作成」の項目が記載されておりますが、設計書には「協議資料等の作成(横断図を含む地下埋設図の作成等)」の業務項目・歩掛が記載されております。本業務には、「協議資料等の作成(横断図を含む地下埋設図の作成等)」の費用は計上されておらず、業務実施するものと考えてよろしいでしょうか。また計上されていない場合は、本内容について契約締結後に別途協議の上、設計変更の対象として頂けますでしょうか。</p>	<p>業務委託仕様書に記載のとおり、市より貸与する地下埋設物資料に基づき地下埋設図(平面図・横断図)を作成するものであり、平面図・横断図作成業務の一環であると考えています。 また、設計を進めるに当たり各管理者との協議は必須であり、簡易な資料作成等は「道路詳細設計(B)」に含まれていると考えています。</p>

8	<p>・業務内容及び積算について</p> <p>特記仕様書P. 5「(3)協議資料等の作成」、「(4)その他」の項目には「道路管理者、交通管理者、地下埋設物管理者、その他関連機関及び沿道関係者との各協議に、必要に応じて参画すること」の旨が記載されておりますが、設計書には「関係機関打合せ協議(例:5機関)」の業務項目・歩掛が記載されておられません。 本業務には、「関係機関打合せ協議」の費用は計上されておらず、業務実施するものと考えてよろしいでしょうか。 また計上されていない場合は、本内容について契約締結後に別途協議の上、設計変更の対象として頂けますでしょうか。</p>	<p>必要に応じて参画をお願いする場合も、計上している打合せ回数内でまかなえると考えておりますが、増となる場合は協議の上変更対象とします。</p>
9	<p>・業務内容について</p> <p>特記仕様書P. 5「(3)協議資料等の作成」、「(4)その他」の項目に記載されている「関係機関打合せ協議(道路管理者、交通管理者、地下埋設物管理者、その他関連機関及び沿道関係者等)」の開催予定時期をご教示願います。 また本業務にて想定されている「関係機関打合せ協議」の協議先や回数が、当初設計書・業務委託仕様書で想定されている回数より増える場合は、契約締結後に必要に応じて設計変更の対象となるでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>「関係機関打合せ協議開催予定時期・回数」 協議開催予定時期・回数は本業務の中で決定していくものです。 なお、計上している打合せ回数内でまかなえると考えておりますが、増となる場合は協議の上変更対象とします。</p>
10	<p>・積算について</p> <p>本業務の「打合せ等」については、令和3年度 大阪府都市整備部 建設工事積算基準(測量・地質調査・設計業務等委託編)「第2編 第2章 土木設計業務等標準歩掛等 第1節 共通 1-1 打合せ等」を適用して算出するものと考えてよろしいでしょうか。 異なる場合は、適用されている積算基準をご教示願います。</p>	<p>大阪府のホームページで、「積算基準・設計単価(都市整備部)」の頁を参照してください。</p>

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076

FAX 06-6858-7225

E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp